**平成２５年（フ）第９２１号**
東京都八王子市下柚木２丁目９番地11シルキーパレス１　303号
債務者　篠　　弘子（旧姓金野）
1　決定年月日時　平成25年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月９日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第５９号**
大分県中津市本耶馬渓町樋田398番地10　県営浜田住宅Ａ－１－302号
債務者　宮名利麻理子
1　決定年月日時　平成25年11月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月13日まで
5　免責審尋期日　平成26年１月20日午後２時40分
大分地方裁判所中津支部破産再生係

## 破産手続廃止

**平成２４年（フ）第３６９１号**
最後の住所京都府木津川市加茂町里西大間田３－１
破産者　被相続人いろは精肉店こと　亡奥典幸相続財産
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１２０８号**
福岡市南区平和２丁目19番８－１号
破産者　モーグラフィックス株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２５年（フ）第３２０号**
埼玉県川口市北園町18番10号
破産者　株式会社ガムラン堂
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２５年（フ）第３４号**
千葉県安房郡鋸南町元名999番地３
破産者　渡邉　和夫
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

**平成２５年（フ）第３５号**
千葉県安房郡鋸南町元名999番地３
破産者　渡邉ヨシ子
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所館山支部

**平成２５年（フ）第２２４号**
山梨県甲府市朝気２丁目１番４号の６
破産者　株式会社ネヅカフェテリア
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４２１号**
大津市大萱６丁目10番20号
破産者　株式会社藤鳶
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第７８７号**
東京都町田市根岸１丁目７番地１リバーサイド１－201
破産者　加藤　　榮
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２４年（フ）第７８８号**
東京都町田市根岸１丁目７番地１リバーサイド１－201
破産者　加藤　裕子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２５年（フ）第２４５号**
岐阜県各務原市鵜沼各務原町４丁目219番地１　第３長縄ハイツ405号室
破産者　柿本　幸子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

**平成２３年（フ）第７８号**
岡山県真庭市下河内314番地の２
破産者　医療法人浄風会
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

## 破産手続終結及び免責許可決定

**平成２４年（フ）第４１０号**
相模原市中央区東淵野辺５丁目12番10号
破産者　大崎　敏夫
1　決定年月日　平成25年11月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２５年（フ）第２号**
長野県下伊那郡豊丘村大字河野19番地３、住民票上の住所長野県下伊那郡豊丘村大字河野19番地２
破産者　筒井　常雄
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所飯田支部

**平成２４年（フ）第４４５５号**
大阪市東淀川区井高野３丁目５番17―803号、開始決定時の住所大阪市東淀川区東淡路４丁目10番２号　サンメゾン大山201号
破産者　井上　　良
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４６号**
大阪府和泉市和気町３丁目９番10号
破産者　辻　　健治
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第１０３０号**
大阪市平野区平野本町５丁目２番28号
破産者　川村こと　金　　孝次
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第４８９号**
堺市堺区賑町４丁１番５―224号
破産者　吉田久美子
1　決定年月日　平成25年11月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係